

【応急危険度判定制度編】

応急危険度判定制度編 目次

第1章 道内における地震と建築物の現状	1
1 北海道の地震被害	1
2 道内で想定される地震による被害予測	2
3 建築物の地震対策の現状	4
第2章 応急危険度判定制度	10
1 目的	10
2 建築物の被災度判定	10
3 応急危険度判定の基本的事項	12
第3章 応急危険度判定の実施体制	16
1 全国的な連携組織	16
2 北海道における判定実施体制	16
3 応急危険度判定士の活動	19
第4章 応急危険度判定士の認定申請等手続き	20
1 認定の手続き	20
2 認定事項等変更手続き	21
3 認定証の再交付	21
4 認定の辞退	21
5 申請書等の記入上の注意	21
6 各種申請の受付窓口	22
7 北海道の応急危険度判定担当部局	23
資料編	25
資料-1 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱	27
資料-2 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度事務処理要領	30
資料-3 北海道震災建築物応急危険度判定要綱	33
資料-4 応急危険度判定実施事例	37
資料-5 応急危険度判定訓練の実施状況（北海道主催分）	38

第1章 道内における地震と建築物の現状

1 北海道の地震被害

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸沖地震以来、約390年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年（昭和27年）及び1968年（昭和43年）の十勝沖地震、1960年（昭和35年）のチリ地震津波、1973年（昭和48年）の根室半島沖地震、1982年（昭和57年）の浦河沖地震、1983年（昭和58年）の日本海中部地震、1993年（平成5年）1月の釧路沖地震、同年7月の北海道南西沖地震、1994年（平成6年）10月の北海道東方沖地震、2003年（平成15年）9月の十勝沖地震、2018年（平成30年）9月の北海道胆振東部地震と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生しています。

なお、過去に発生した各地域の主な被害地震は表1-1のとおりである。

表1-1 平成元年以降に発生した道内の主な被害地震 [北海道地域防災計画抜粋]

地域	発年月日 地震災害名	規模 (M)	最大 震度	被害状況
太平洋側	平成5年1月15日 「平成5年釧路沖地震」	7.5	6	釧路地方に被害 死者2、負傷者966 住家全壊53、半壊254
	平成6年10月4日 「平成6年北海道東方沖地震」	8.2	6	釧路、根室地方に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348
	平成15年9月26日 「平成15年十勝沖地震」	8.0	6弱	太平洋沿岸一帯に被害 死者1、不明者1、負傷者847 住家全壊116、半壊368
	平成16年11月29日 (釧路沖の地震)	7.1	5強	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52 住家全壊1、一部破損4
	平成16年12月6日 (釧路沖の地震)	6.9	5強	釧路、根室地方に被害 負傷者12
	平成17年1月18日 (釧路沖の地震)	6.4	5強	負傷者1
	平成23年3月11日 「平成23年東北地方太平洋沖地震」	9.0	4	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者1、負傷者3 住家半壊4、一部破損7
日本海側	平成5年7月12日 「平成5年北海道南西沖地震」	7.8	6	渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大津波 死者201、行方不明28、負傷者323 住家全壊601、半壊408
内陸	平成7年5月23日 (空知支庁中部の地震)	5.9	5	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4 住家被害37
	平成16年12月14日 (留萌支庁南部の地震)	6.1	5強	留萌地方を中心に被害 負傷者8 住家被害165
	平成30年9月6日 (北海道胆振東部地震)	6.7	7	胆振、石狩、に大被害 死者44、負傷者785 住家全壊491、半壊1,816、一部破損47,105

注)「規模(M)」欄の数値は、マグニチュードを表す。

※地震災害名の「」は気象庁により命名された地震を表す。

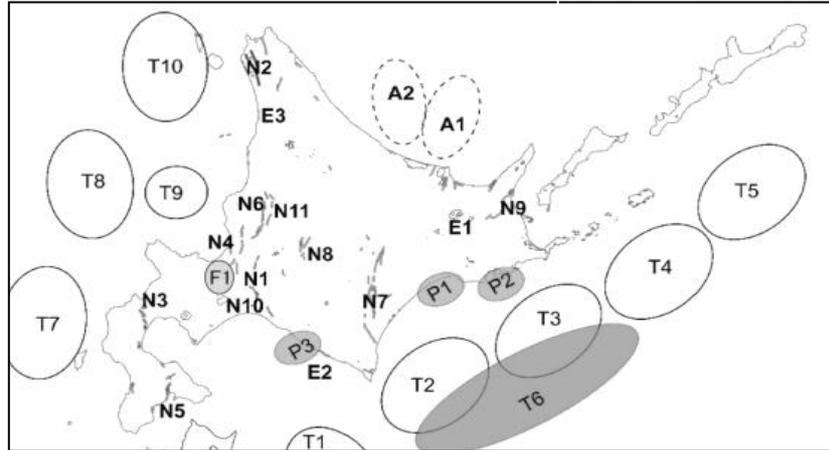
2 道内で想定される地震による被害予測

(1) 北海道における想定地震

「北海道地域防災計画」では、北海道に被害を及ぼす可能性のある地震として、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して地震を想定しています。

<想定地震>

[北海道地域防災計画抜粋]



海溝型地震		内陸型地震			
(千島海溝/日本海溝)		(活断層帯)		N10	石狩低地東縁南部
T1	三陸沖北部	N1	石狩低地東縁主部	N11	沼田-砂川付近
T2	十勝沖		主部北側	(伏在断層)	
T3	根室沖		主部南側	F1	札幌市直下
T4	色丹島沖	N2	サロベツ	(既往の内陸地震)	
T5	択捉島沖	N3	黒松内低地	E1	弟子屈地域
T6	500年間隔地震	N4	当別	E2	浦河周辺
(日本海東縁部)		N5	函館平野西縁	E3	道北地域
T7	北海道南西沖	N6	増毛山地東縁	(オホーツク海)	
T8	積丹半島沖	N7	十勝平野	A1	網走沖
T9	留萌沖		主部	A2	紋別沖
T10	北海道北西沖		光地園		
(プレート内)		N8	富良野		
P1	釧路直下		西部		
P2	厚岸直下		東部		
P3	日高中部	N9	標津		

(2) 想定地震による建築物被害想定

道では、「北海道地域防災計画」の想定地震に基づき各振興局管内で地震に係る被害想定調査を実施しており、人的被害（死者数）が最大となる被害想定結果は、以下のとおりとなっています。

表1-2 各振興局管内で人的被害が最大となる地震に係る被害想定

[地震被害想定調査結果報告書（北海道総務部危機対策局危機対策課）抜粋]

振興局	振興局ごとに死者数が最大となる想定地震	最大震度	人的被害			建物被害（揺れに起因）		
			総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 (全壊割合)	全半壊棟数 (全半壊割合)
空知	沼田一砂川付近の断層帯(N11)	7	311,713	366	768	162,359	8,304 (5.1%)	15,278 (9.4%)
石狩	月寒背斜に関する断層(F1)	7	2,360,832	979	18,543	564,217	22,471 (4.0%)	64,283 (11.4%)
後志	北海道留萌沖(T9)	7	224,190	36	622	118,931	658 (0.6%)	3,900 (3.3%)
胆振	石狩低地東縁断層帯南部(N10)	7	413,968	58	706	161,835	1,676 (1.0%)	4,510 (2.8%)
日高	石狩低地東縁断層帯南部(N10)	7	73,316	9	199	54,888	463 (0.8%)	1,565 (2.9%)
渡島	函館平野西縁断層帯(N5)	7	424,808	35	634	188,265	1,765 (0.9%)	4,986 (2.6%)
檜山	北海道南西沖(T7)	7	40,312	18	291	29,105	716 (2.5%)	2,414 (8.3%)
上川	富良野断層帯西部(N8)	7	521,087	46	517	224,059	1,306 (0.6%)	3,171 (1.4%)
留萌	増毛山地東縁断層帯(N6)	7	50,170	24	424	31,599	950 (3.0%)	3,163 (10.0%)
宗谷	北海道北西沖(T10)	7	68,153	103	277	37,118	2,224 (6.0%)	4,031 (10.9%)
林-ツ	標津断層帯(N9)	7	305,998	36	364	152,607	1,640 (1.1%)	4,318 (2.8%)
十勝	十勝平野断層帯主部(N7)	7	351,443	68	1,390	175,596	3,301 (1.9%)	11,118 (6.3%)
釧路	十勝沖(T2)	6強	248,209	20	683	106,417	493 (0.5%)	2,945 (2.8%)
根室	標津断層帯(N9)	6強	80,847	5	170	49,830	201 (0.4%)	1,287 (2.6%)

3 建築物の地震対策の現状

(1) 耐震基準の変遷

我が国は、古くから大規模地震が頻発し、その度に尊い人命が失われ数多くの建築物等が被害を受けてまいりました。

建物の耐震対策については、明治の中頃から耐震研究が始められ、現在の新耐震設計法に至っています。

耐震基準の変遷は以下に示すように大きく第一期から第五期に分けられます。

ア 第一期

第一期は耐震設計の義務付けのない時代で、1920年（大正9年）に建築基準法の前身ともいえる市街地建築法が施行されましたが、強度計算の規定は、固定荷重と積載荷重という鉛直力に対するもののみで、地震力は定められず、耐震計算の規定はありませんでした。

イ 第二期

1923年（大正12年）に関東大震災が発生したことにより、翌1924年（大正13年）市街地建築物法施行規則が改正され、耐震基準が義務付けられました。

地震力の規定は水平震度0.1以上とされ、耐震計算方法は許容応力度法でした。

特に注目すべきことは、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の建築物には「適当な筋かい又は鉄筋コンクリート造の壁体を設けること」という事項が加えられました。

ウ 第三期

1950年（昭和25年）市街地建築物法が廃止され、新たに建築基準法が制定されました。

建築基準法の耐震計算方法は旧知と同じ許容応力度法でしたが、長期と短期という2つの荷重の状態を考慮することとなりました。

新たに設けられた短期許容応力度は、従来の許容応力度に比べて、2倍に引き上げられたことにより、水平震度も従来の0.1以上から0.2以上に引き上げられました。

エ 第四期

1968年（昭和43年）十勝沖地震が発生し、耐震性に優れていると考えられていた鉄筋コンクリート構造物に大きな被害が発生しました。

被害は「短柱」となっている柱のせん断破壊が目立ったことから、鉄筋コンクリート造の耐震性について再検討が行われました。

その結果、1971年（昭和46年）に建築基準法施行令の構造規定が改正され、建築物はじん性を確保すべきことが定められました。

特に柱のじん性を確保するため、鉄筋コンクリート造の柱の補強方法が改正され、帯筋間隔を短くするなど規定を強化しました。

オ 第五期

1971年（昭和46年）、米国のカリフォルニアで発生したサンフェルナンド地震を契機に、新しい耐震設計法を開発するため1972年（昭和47年）から建設省総合技術開発プロジェクト「新耐震設計法の開発」が開始されました。

これは建設省、建築研究所、土木研究所が中心となり、大学、民間企業等の協力を得て行われ、1977年（昭和52年）に終了しました。

翌1978年（昭和53年）伊豆大島近海地震、宮城県沖地震と被災地震が相次ぎ、建築物にもかなりの被害があったことから、新耐震設計法の成果をもとに、1980年（昭和55年）建築基準法施行令の耐震関係規定が大改正され、翌年6月に施行されました。

これにより、従来の地震力は建築物の震動性状や固有周期にかかわらず、一律に水平震度0.2以上とされていたものが、新たな規定では地盤種別と固有周期により定められるほか、建築物

の上階部分での地震力を従来より大きくするなど動的配慮が加えられました。

さらに地震に対しては、2つの大きさの地震を設定し、2段階の設計をすることになりました。

これは、建築物の耐用年数内に数度は遭遇する可能性のある程度の地震に対してほとんど被害を生じさせず、建築物の耐用年数内に一度あるかないかの極めてまれな大地震に対しては、部分的に被害が生じて人命に被害を与えないようにすることを目標としたものです。

従来の建築物の自重 20%の大きさの地震力に対する計算（1次設計）に加えて、自重 100%の大きさの地震力に対しても設計するべきこととなりました。（2次設計）

そして、この2次設計の場合には、許容応力度法ではなく、建築物のじん性も考慮してその保有水平耐力を計算することになりました。

また、建築物の層間変形角の制限、偏心率などの建築物の耐震要素の偏りに関する制限や必要保有水平耐力の割り増し規定などが設けられました。

同時に、各種建築構造種別ごとにその構造詳細についても全面的な見直しがなされました。

この改正された耐震基準は「新耐震設計基準」と呼ばれ、今日に至っています。

（2）既存建築物の耐震診断と耐震補強

新たに新築される建築物と耐震性能の向上と並んで、重要な耐震対策として、既存建築物の耐震診断と耐震補強が挙げられます。

近年発生した 1993 年（平成 5 年）釧路沖地震、1994 年（平成 6 年）北海道東方沖地震、1995 年（平成 7 年）阪神・淡路大震災等においても新耐震基準以前に建てられた鉄筋コンクリート建築物に多くの被害が発生しています。

これら新耐震基準以前に建てられた建築物については、大地震が発生する前に、耐震性能の診断を行い、必要に応じて適切な補強を施す必要があります。

耐震補強の事例としては、1993 年（平成 5 年）釧路沖地震の際、一階の柱がせん断破壊する被害にあった釧路市内の学校では、耐震壁の増設による耐震補強が施されました。

その後、1994 年（平成 6 年）北海道東方沖地震が発生しましたが、仕上げ材の剥離など軽微な被害にとどまり、その効果が実証されました。

また、2006 年（平成 18 年）1 月には、1995 年 12 月施行の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、都道府県においては耐震改修促進計画を策定することが義務付けられ、北海道においては同年 12 月に計画期間を 10 箇年とする「北海道耐震改修促進計画」を策定し、平成 28 年 5 月に計画を見直してきました。

近年においては、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、本道においても、平成 30 年 9 月に発生した胆振東部地震では、最大震度 7 を観測するなど、これまで経験したことがない災害に見舞われ、今後も高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

道では、こうした状況を踏まえ、引き続き地震による被害の軽減を図り、道民の方々の安全で安心な生活を確保するため、道内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進するを目的として、2021 年（令和 3 年）4 月に、「北海道耐震改修促進計画」を策定しました。

※ 耐震基準の変遷については、大橋雄二「日本建築構造基準の変遷史」（財）日本建築センター発行）を要約した内容です。

表 1-3 主な地震と耐震基準の変遷及び被災建築物対策

年月日	地震名・規模	年	新耐震基準の変遷等	被災建築物対策	
1880. 2. 22 1891. 10. 28	横浜地震 M5.5~6 濃尾地震 M8.0	第一期	1880 「日本地質学会」設立—地震研究、地震計開発		
			1886 「日本建築学会」設立		
			1892 「震災予防調査会」設立—耐震研究開始		
1906. 4. 18	サンフランシスコ地震 M8.2				
			1919 「市街地建築物法」公布—1920年施行		
1923. 9. 1	関東大震災 M7.9	第二期	1920 「物法施行規則」公布—鉛直荷重が定められる		
			1924 物法施行規則大改正、地震力規定導入(水平震度0.1) 1924 建築学会、耐震計算のための「構造強度計算基準」制定		
			1930 柔剛論争が起こり、耐震構造研究が活発化する 1933 「鉄筋コンクリート構造計算基準案」発表(建築学会) 1937 物法施行規則改正(許容応力度関係規定)		
1940. 5. 19 1944. 12. 7 1945. 1. 13 1946. 12. 21 1948. 6. 28	エルセントロ地震 M6.7 東南海地震 M7.9 三河地震 M6.8 南海地震 M8.0 福井地震 M7.1		1944 「臨時日本標準規格(戦時規格)」(水平震度0.15)		
			第三期	1950 建築基準法制定、施行令に構造規定が定められる (水平震度2.0)	
				1952 地震地域係数告示制定	
				1959 基準法施行令改正—物法時代の構造計算規定廃止	
				1965 基準法改正、31mの高さ制限廃止 1968 日本初、本格的超高層、霞ヶ関ビル完成	
1971. 2. 9 1978. 1. 14 1978. 6. 12	サンフェルナンド地震 M6.4 伊豆大島近海地震 M7.0 宮城県沖地震 M7.4	第四期	1971 基準法施行令改正、RC柱の帯筋間隔規定の強化		
			1971 鉄筋コンクリート構造計算基準大改正(せん断補強法の強化)		
			1972 「新耐震設計法の開発」プロジェクト開始		
			1977 「新耐震設計法の開発」プロジェクト終了		
			1978 大規模地震特別措置法制定		
1979 地震防災対策強化地域の指定					
1980. 11. 23 1983. 5. 26 1985. 9. 19 1989. 10. 17	イタリア南部地震 M6.9 日本海中部地震 M7.7 メキシコ地震 M8.1 ロマブリータ地震 M7.1	第五期	1980 基準法施行令改正(新耐震設計法導入)—1981年施行 ・新耐震設計法に基づく耐震基準の改正 ・地震力規定に動的配慮が加えられる ・2つの大きさの地震力を規定して、2段階の耐震設計を導入 ・1/200(1/120)の層間変形角制限が導入 ・保有水平耐力計算、構造特性係数、形状係数など導入		
			1981 「被災総プロ」開始		
			1985 「被災総プロ」終了		
			1985 総プロの成果をメキシコで試用		
			1988 被災度判定・復旧技術マニュアル		
			1989 米国で応急危険度判定基準(ATC20)		
			1989 米国で応急危険度判定実施 被災度判定・復旧技術指針		
1993. 1. 15 1993. 7. 12 1994. 1. 17 1994. 10. 4 1994. 12. 28 1995. 1. 17	釧路沖地震 M7.8 北海道南西沖地震 M7.8 ノースリッジ地震 M6.8 北海道東方沖地震 M8.1 三陸はるか沖地震 M7.5 兵庫県南部地震 M7.2		1991 静岡で応急危険度判定土制度発足		
			1992 神奈川で応急危険度判定土制度発足		
			1994 米国で応急危険度判定実施		
			1995 国内では初めて応急危険度判定実施		
			1996 北海道で応急危険度判定土制度発足		

※ 第一期：耐震設計の義務付けのない時代

第二期：設計震度0.1による許容応力度設計法の時代

第三期：設計震度0.2、長期許容応力度設計法と高層建築物の動的設計法の研究が並列する時代

第四期：柱・梁のせん断耐力を強化し中低層建築物にじん性確保の考え方を導入した時代

第五期：許容応力度設計法と保有水平耐力設計法からなる新耐震設計法の時代

参考文献：大橋雄二

「日本建築構造基準変遷史」

(財)日本建築センター)

北海道耐震改修促進計画の概要

【第1章】計画の目的等

- 経 緯： 平成18年6月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正（国）
平成18年12月「北海道耐震改修促進計画」策定（道）
平成28年5月「北海道耐震改修促進計画」見直し（道）
令和3年4月「北海道耐震改修促進計画」策定（道）
- 目 的： 近年の大地震の発生や新たな知見などにより、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念。
地震による被害の軽減を図り、道民の方々の安全で安心な生活を確保するため、道内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進。
- 位置付け： 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき本計画を定める。
「北海道地域防災計画」や市町村における「耐震改修促進計画」と整合を図るほか、「北海道総合計画」等と連携して計画を推進。
- 計画期間： 令和3年度から令和7年度までの5年間

【第2章】道内における近年の主な被害地震と想定される地震による被害予測等

○ 北海道の被害地震と取組の必要性

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年の三陸はるか沖地震以来、約400年間に100回以上発生しており、平成30年9月に発生した胆振東部地震では甚大な被害を受けた。

令和2年4月には、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の検討結果が公表され、推計された震度分布では、北海道の太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定。住宅や建築物の耐震化は、重要かつ緊急的な課題として、その促進に向けた積極的な取組が必要。

○ 想定地震による建築物被害想定

「北海道地域防災計画」に基づき、30の地震を想定。各（総合）振興局管内で人的被害が最大となる被害を想定。

想定地震による建築物被害を軽減するためには、市町村と連携した取組が不可欠。

区 分	空 知	石 狩	後 志	胆 振	日 高	渡 島	檜 山	
(総合)振興局ごとに人的被害が最大となる想定地震	沼田-砂川付近の断層帯	月寒背斜に関する断層	北海道留萌沖	石狩低地東縁断層帯南部	石狩低地東縁断層帯南部	函館平野西縁断層帯	北海道南西沖	
最大震度	7	7	7	7	7	7	7	
建物被害	総棟数	162,359	564,217	118,931	161,835	54,888	188,265	29,105
	全壊棟数 (全壊割合)	8,304 (5.1%)	22,471 (4.0%)	658 (0.6%)	1,676 (1.0%)	463 (0.8%)	1,765 (0.9%)	716 (2.5%)
	全半壊棟数 (全半壊割合)	15,278 (9.4%)	64,283 (11.4%)	3,900 (3.3%)	4,510 (2.8%)	1,565 (2.9%)	4,986 (2.6%)	2,414 (8.3%)

区 分	上 川	留 萌	宗 谷	林-ツ	十 勝	釧 路	根 室	
(総合)振興局ごとに人的被害が最大となる想定地震	富良野断層帯西部	増毛山地東縁断層帯	北海道北西沖	標津断層帯	十勝平野断層帯主部	十勝沖	標津断層帯	
最大震度	7	7	7	7	7	6強	6強	
建物被害	総棟数	224,059	31,599	37,118	152,607	175,596	106,417	49,380
	全壊棟数 (全壊割合)	1,306 (0.6%)	950 (3.0%)	2,224 (6.0%)	1,640 (1.1%)	3,301 (1.9%)	493 (0.5%)	201 (0.4%)
	全半壊棟数 (全半壊割合)	3,171 (1.4%)	3,163 (10.0%)	4,031 (10.9%)	4,318 (2.8%)	11,118 (6.3%)	2,945 (2.8%)	1,287 (2.6%)

注)「北海道地域防災計画」に見直しがあった場合には、適宜、見直します。

【第3章】住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標

○ 耐震化率の目標：国の基本方針等を踏まえ設定

区 分	平成27年度（実績）	令和2年度（実績）	令和7年度（目標）
住宅	86.5 %	90.6 %	95 % (令和12年度 おおむね解消)
多数利用建築物	93.0 %	93.7 %	おおむね解消
耐震診断義務付け対象建築物		80.7 %	おおむね解消

【第4章】住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各主体の役割

道	市町村	所有者	建築関連事業者
○ 広域的・総合的な観点から、市町村と連携して施策を推進する	○ 地域の実情に応じて施策を主体的かつ計画的に展開する	○ 主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性の確保・向上に努める	○ 地震に対する安全性を確保した住宅・建築物の建築、改修等に努める

【第5章】住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

○ 耐震化の促進に向けた施策

- ・ 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- ・ 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- ・ 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

施 策	施 策 の 内 容
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発
	② セミナー等の開催による普及啓発
	③ 地域における耐震化の取組の推進 【新規】
	④ 地震防災マップの更新・公表の促進
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	① 住宅の耐震化の促進
	② 住宅の建替・除却等の促進 【新規】
	③ 多数利用建築物の耐震化の促進
	④ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進
	⑤ 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進
	⑥ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	⑦ 公共建築物の耐震化の促進
	⑧ その他の地震時の安全対策の推進
	⑨ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実
3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	① 耐震診断・改修技術講習会の開催
	② 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

【第6章】建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 道及び道内10市の所管行政庁は、建築物の所有者に対して、耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言を行うよう努める。
- 所有者が必要な対策をとらなかった場合には、建築基準法に基づく勧告・命令を行う。

【第7章】計画の推進に関する事項

- 市町村耐震改修促進計画の見直しに当たって、必要な支援及び情報提供を行う。
- 住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を定期的開催。
- 道の全庁的組織である「北海道耐震改修推進会議」等を継続して開催し、計画の着実な推進を図る。

(3) 被災建築物対策

ア 被災建築物対策の歴史

地震により被災した建築物対策については、1980年（昭和55年）イタリア南部地震の際、被災度判定がやや組織的に行われたことを契機として、国内では、建設省が1980年（昭和55年）から総合技術開発プロジェクト「震災構造物の復旧技術開発」を進め、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物の被災度判定法から復旧技術までの一貫した手法が開発されました。

この間、1985年（昭和60年）にメキシコ地震が起こり、ほぼ完成していた鉄筋コンクリート造建築物の被災度判定法を適用し、その成果が検証され、その妥当性が確かめられました。

米国においてもメキシコ地震後に被災度判定の重要性が認識され、1989年（平成元年）にATC（応用技術評議会：構造技術専門家団体を中心となった非営利団体）により「ATC-20」と呼ばれる被災度判定マニュアルが作成され、各自治体では判定体制の整備が進められました。

各自治体による判定体制が確立されていたことにより、1989年（平成元年）に発生したロマプリータ地震や、1994年（平成6年）のノースリッジ地震等では、迅速に応急危険度判定が実施され、大きな成果を上げています。

国内では、総合技術プロジェクト「震災構造物の復旧技術の開発」の終了後、その成果の普及版として（財）日本建築防災協会より「震災構造物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」が発刊されました。

また、技術的な基準が整備された後、実際に判定活動を行う応急危険度判定士を養成・登録する応急危険度判定士認定制度が1991年（平成3年）に静岡県1992年（平成4年）には神奈川県で制度化されました。

各自治体においても、応急危険度判定の整備を進めているなか、1995年（平成7年）1月に阪神・淡路大震災が発生し、国内で初めて応急危険度判定が実施されました。

この作業は地元自治体と建設省、全国の自治体職員、住宅・都市整備公団等の技術職員及び建築関係13団体の協力により実施され、二次災害の防止や被災者の居住に対する不安解消など、その成果は大きく、応急危険度判定の重要性を改めて認識するに至りました。

イ 応急危険度判定の実施事例

1995年（平成7年）1月17日「阪神・淡路大震災」が発生し、その被害は死者6,300名余（平成8年1月現在）、建築物の被害総数約40万棟と戦後最大規模となりました。

この地震の直後、被災した建築物が余震等の影響で二次災害の発生する危険性が懸念されたため、被災した自治体の要請を受けて、建設省、住宅都市整備公団、地方自治体職員等の協力により国内で初めて応急危険度判定が実施されました。

資料－4「応急危険度判定の実施事例」に示したとおり、その後の大規模地震においても判定活動が実施されていましたが、2004年（平成16年）10月23日に発生した「新潟県中越地震」の判定活動は、国や都道府県、建築関係団体などによって設立された「全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」といいます。）」による広域支援体制下での初めての応急危険度判定活動として実施されました。

第2章 応急危険度判定制度

1 目的

地震の発生後、被災建築物について、余震などによる倒壊の危険性や外壁等の落下する危険性を応急危険度判定士が調査し、その結果に基づき建築物の当面の使用可否を判定することにより、二次災害を防止するとともに、道民の住生活に対する不安解消に役立てる。

建築物の安全性を確保する第一義的責任を有するのは、個々の建築物所有者ですが、地震の発生によって多くの建築物が被害を受けた場合には、必ずしも被災建築物の安全性を所有者自らの責任で確保できる余裕がなく、多くの人々が二次災害に遭う恐れが十分に考えられます。

特に、被災建築物が道路や隣家に影響を及ぼす恐れのある場合には、第三者に新たな被害が及ぶ可能性が高くなります。

そのため、応急危険度判定は被災建築物の危険性を判定し、その判定に基づいて当該建築物の使用の可否を建築物所有者等に情報提供し、二次災害の発生を防止することを主な目的としています。

また、地震発生直後は、住宅の安全に不安を抱いた被災者が、学校や体育館などに避難することが予想されます。

応急危険度判定のもう1つの目的は、被災程度が少なく安全と判断された住宅の居住者等に、安心して避難所から自宅に戻れるよう情報を提供することです。

応急危険度判定の実施については、地震発生直後の余震の発生する危険性の高い数日間のうちに迅速に行う必要があります。

なお、建築技術者が、自ら有している知識、職能を十分に活かして、震災時に応急危険度判定活動に参加されることは、技術資格の社会的使命に応え、積極的に地域の安全に貢献するものとして、道民の強い期待が寄せられています。

2 建築物の被災度判定

【応急危険度判定技術編 43 ページもご覧ください】

被災度判定は、地震発生後の時間経過に従い、2段階に分けられる。

第1段階は、地震発生直後に行われる「**応急危険度判定**」で、第2段階は「**被災度区分判定**」と呼ばれ、応急危険度判定が一段落した後に行われる。

ア 応急危険度判定

地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、かつ短時間で被災建築物の危険性を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について判定する。

この判定作業が、応急危険度判定士の行う業務である。

イ 被災度区分判定

応急危険度判定により、「危険」又は「要注意」と判定された建築物について、傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査し解体、補修、補強の要否を判定する。

この調査には、構造技術の専門的知識が求められるとともに、調査時間もかなり必要となることから、当該建築物の所有者等自らが、民間の建築技術者等に委託するなどして行うこととなる。

被災建築物の被災度判定は、図2-1に示すフローに従って適用されることを想定しています。

地震直後に適用、実施される応急危険度判定は、被災建築物が余震によって倒壊する又は外壁が落下することなどによって、当該建築物の居住者や第三者等の生命が危険にさらされることのないように建築物の使用の可否を適切に判定し、建築物所有者等に情報提供するためのものです。

さらに、住民の避難場所として使用されることが想定される公共建築物について危険性を調査し、使用の可否を判定することも重要な業務の一つとしています。

この時期は、地震直後、余震の発生が予想される危険性の高い期間中であり、集中的に判定活動を実施し判定を速やかに終了させることが重要であり、多数の応急危険度判定士の応援協力が不可欠であると考えられます。

応急危険度判定が終了すると、次の段階として被災建築物を長期間、継続使用するために現状復旧でよいか、あるいは被災前以上に構造性能を向上させるための補強が必要か否かについて調査判定する被災度区分判定が適用されます。

この判定は、構造躯体の被災後の残余耐震性能と将来予想される地震動の強さとの関係から補強の可否を判定するのが基本です。

残余耐震性能の評価や将来の地震動の強さを予想することは、現状においては正確に求めることは困難であるため、被災度区分判定では構造躯体の破壊性状から推定された残余耐震性能（被災度区分）と被害を生じさせた地震の強さとの関係から、過去の経験と現段階における工学的判断に基づいて被災建築物に対する補強の可否を判定する考えを採っています。

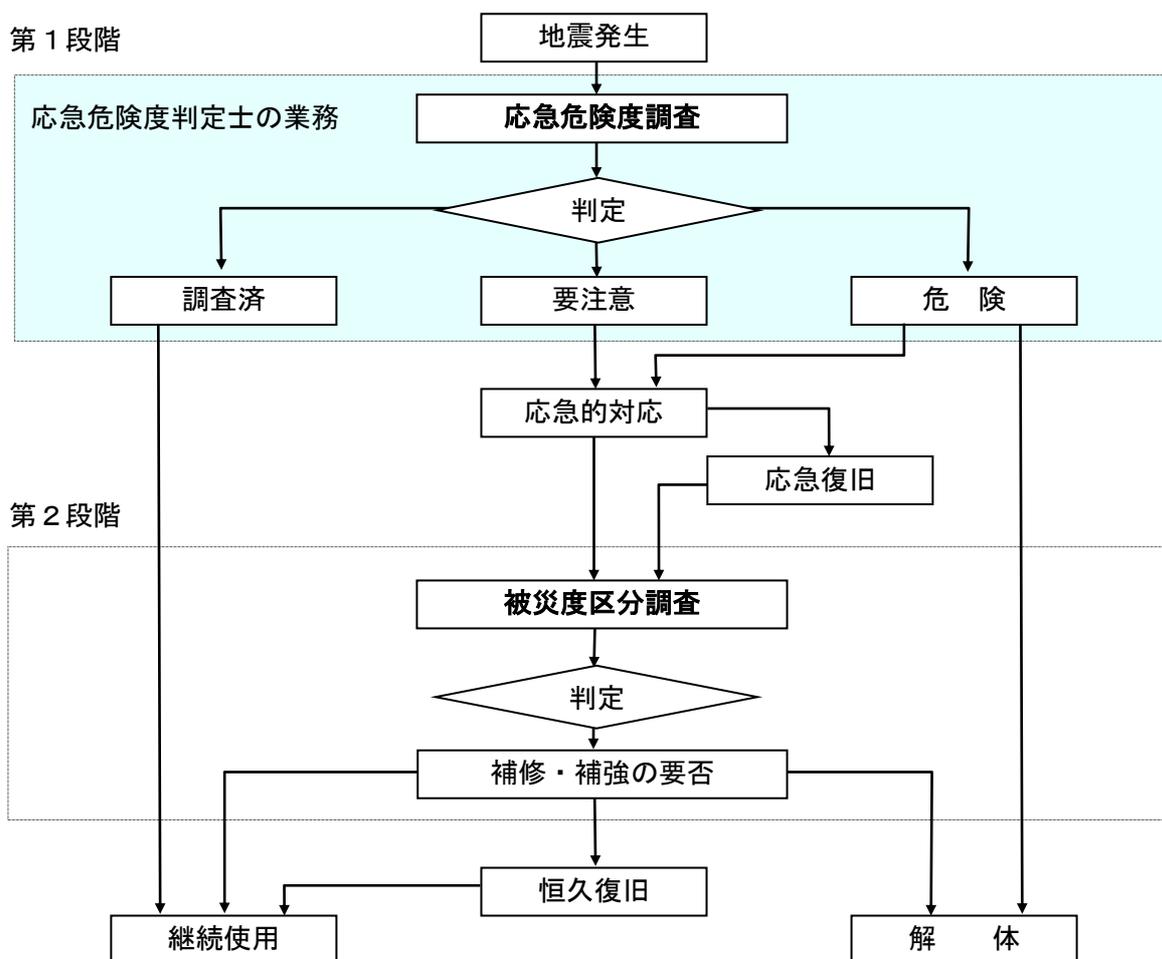


図 2 - 1 震災建築物の被災度判定フロー図

3 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

応急危険度判定においては、原則として、全ての被災建築物を対象とする。
ただし、被災建築物が膨大な量にのぼり、被災後短期間に判定活動に従事できる応急危険度判定士が十分確保できない場合には、被災建築物の階数、用途、立地条件等を勘案し、早期に安全を確保する必要性の高い建築物に判定対象を限定することができる。

応急危険度判定においては、余震等による被災建築物の倒壊から住民の安全を確保するため実施されるものであり、原則として全ての被災建築物を対象とする必要があります。

しかし、大規模な地震の発生により被災建築物が膨大な量にのぼり、短期間に判定活動に従事できる応急危険度判定士が十分確保できない場合には、本来、応急危険度判定を集結させるべき期間内に判定を終えることができないことも考えられます。

このような場合には、建築物の被災状況から判定区域の優先順位を設けるとともに、被災建築物の階数、用途、立地条件等を勘案して早期に安全性を確認する必要性の高い建築物に判定対象を限定することができます。

(早期に安全性を確保する必要性の高い建築物)

- ・一定規模以上の建築物
- ・一定の用途の建築物
- ・一定の立地条件を満たす建築物

[例] 共同住宅（住宅の安全性が確認できれば早期に自宅へ避難者を返すことも可能）

公共建築物等の応急措置に必要な建築物
病院、体育館等の被災者の収容施設
避難地、避難路、緊急輸送路周辺等に立地する建築物

(具体例)

阪神・淡路大震災による被災建築物の応急危険度判定においては、動員可能な判定技術者に比べ、被災建築物が膨大な量にのぼることから次の要件を満たす建築物に限って応急危険度判定を実施しました。

- ・4階以上の建築物
- ・共同住宅

(2) 判定の内容

被災建築物の構造躯体、落下危険物、転倒危険物の危険性を調査し、「応急危険度判定基準」に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済み」の3段階の判定を行う。

応急危険度判定は、できる限り安全かつ迅速に多くの被災建築物の調査を済ませ、「危険」に該当する建築物の使用と外部からの立入りの禁止について、所有者等に情報提供することにより、人命に関わる二次災害を防止しようとするものであります。

この場合において、建築物外部からの目視調査により「危険」と判定できる場合に内部調査を省略することはできますが、外部調査だけで「危険」と判定できない場合には、内部調査を行った上で最終的な判定を行います。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりです。

危険：当該建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合です。使用及び立ち入りはできません。

要注意：当該建築物の損傷は認められますが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能です。

調査済：当該建築物の損傷が少ない場合です。ただし、応急的な調査であること、余震などで被害が進み、再調査により判定が変更される場合もあることを所有者等に十分説明する必要があります。

(3) 判定結果の表示

被災建築物の応急危険度判定を行った場合には、その判定結果に基づき、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法、連絡先等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見えやすい場所に貼付する。

応急危険度判定は、短時間に膨大な量の被災建築物の危険性を判定し、その判定結果に基づき表示することとなるため、必要最小限の「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階に分類することとします。

また、表示にあたっては、それぞれの色のついた判定ステッカーを用いることとし、「危険」の場合は赤、「要注意」の場合は黄、「調査済」の場合は緑を表示することにより、当該建築物の利用者だけでなく、近隣を通過する歩行者にとっても当該建築物が安全であるか否かについて容易に識別できるようにします。

また、被災建築物の所有者等に対し、応急危険度判定を実施する意義について理解してもらうとともに、判定結果が「要注意」の場合などで、利用にあたって留意すべき事項等がある場合には、当該建築物の所有者等にその内容を正しく伝えるため、必要に応じて判定結果に基づく対処方法、配慮事項、連絡先等の所要事項を記入します。

さらに、判定ステッカーについては、外部から容易に識別できるよう当該建築物の出入口等の見えやすい場所に貼り付けます。

(4) 判定の効力

被災建築物の応急危険度判定は、行政機関による情報提供である。

応急危険度判定は、短期間に膨大な量の被災建築物の危険性について判定を行い、当該建築物の所有者等にその情報を伝えることにより、余震による被災建築物の倒壊などから人命に関わる二次災害の発生を防止することを目的とした、行政機関による一時的な情報提供です。

(5) 判定開始時期等

応急危険度判定は、被災建築物の余震による二次災害の発生を防止することを目的としていることから、地震発生後、できる限り早い時期に実施する。

応急危険度判定は、被災建築物の余震等による二次災害の発生を防止することを目的としていることから、地震発生後、できるだけ速やかに行う必要があります。

震災時に情報伝達及び避難誘導など防災拠点となる官公庁施設や避難施設となる学校、救護施設となる病院等の安全確保については緊急性を要するため、地震発生直後に判定を行う必要があります。

しかし、建物ストック数が最も多い居住用建築物については、被災地域内の応急危険度判定士の数に限界があり、判定活動に困難を生じることが予想されるため、基本的には被害を受けていない地域の応急危険度判定士が中心となって行うこととなります。

従って、本格的な判定活動は、被災地域への移動手段が確保された時点から開始することになります。

判定にかかる日数は、できるだけ短期間で完了することが望ましいのですが、被災地の災害対策本部に判定士受入れ能力などの制約がある場合を考慮して、1～2週間程度で完了させることを一応の目安としています。

(6) 応急危険度判定士の作業日数

応急危険度判定士の作業日数は、3日程度とする。

応急危険度判定活動は、ボランティアとして被災地に赴き、被災建築物の危険性について判定を行うものであることから、その作業日数が長期にわたることは適切ではありません。

応急危険度判定士の本来の職場の事情も考慮し、個人の作業日数は3日程度とします。

なお、判定活動に伴い判定士が負傷などを受けた場合のために、補償制度が用意されています。(行政の判定士は除く。原則として公務災害の対象とします。)

(7) 判定に必要な資機材

【応急危険度判定技術編 41 ページもご覧ください】

応急危険度判定に必要な資機材として、次のものを備えておく。

ア 行政機関が用意するもの

- ・判定用住宅地図、判定調査表、判定ステッカー
- ・腕章、ヘルメット用シール、デジタル傾斜計、クラックスケール、クリップボード、ガムテープ、サインペン、蛍光ペン他

イ 応急危険度判定士が用意するもの

- ・応急危険度判定士認定証
- ・応急危険度判定マニュアル
- ・筆記用具、コンベックス、懐中電灯、水筒
- ・作業服、作業靴、軍手、防寒着、雨具、マスク、ナップザック、ヘルメット
- ・その他判定作業に必要と思われるもの(携帯電話、カイロ、携帯トイレ等)

(8) 判定作業の実施

二人一組で判定作業を行うこととし、原則として作業開始前に被災建築物の所有者等に対して趣旨を説明し、了解を得た上で実施する。

判定作業は、2人1組で行うこととし、あらかじめ相互の役割を決めて、短時間に的確かつ能率よく行うものとします(判定時間は建築物の規模によっても異なりますが、木造で10から15分、鉄骨造、鉄筋コンクリート造で20～30分程度)。

判定作業を行う際には、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに腕章、ヘルメット等を着用します。

また、原則として、あらかじめ被災建築物の所有者等に判定作業の趣旨を説明し、了解を得たうえで実施します。所有者等が不在の場合は、外部調査のみ実施し、判定ステッカーにその旨を記載します。

作業にあたっては、十分に安全を確認し、被害が特に顕著な建築物は外部調査のみにとどめます。

(9) 判定結果の報告

応急危険度判定士は、当日の判定作業が終了後、判定結果を当該被災地の災害対策本部等に報告する。

応急危険度判定士は、一日の判定作業が終了した後、当該被災地の災害対策本部長等に当日分の判定結果を取りまとめ必ず報告することとします。

作業日ごとに、これを繰り返します。

<住民対応等の例>

- ① 所有者（又は居住者等）が在宅していれば、その場で判定結果を知らせることとし、次のような質問があった場合には、回答例を参考に適切に対応してください。

（緑の表示で）「この建物は安全ですか。これからどうすればよいのですか。」と聞かれた場合。

- （答え） 建物被害は軽微でありお住まいになっても安全だと思われます。
ただし、余震等で被害が大きくなる恐れもありますので、今後も注意して使用してください。
また、部分的に損傷しているところは早めに建築士に相談し応急修理してください。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に連絡してください。

（黄の表示で）「要注意とはどういう意味ですか。私たちはどうすればよいのか。」と聞かれた場合。

- （答え） （技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し）建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容に従って、十分注意してください。
〇〇丁目の〇〇体育館を避難場所として用意していますので、ご希望の場合にはご利用ください。

（赤の表示で）「危険とはどういう意味ですか。私たちはどうすればよいのか」と聞かれた場合。

- （答え） 建物は構造的に大きな被害を受けており、このままお住まいになると危険です。ぜひ、このステッカーに書いてある電話番号で市の担当部局（〇〇日以降は、支援本部）にご相談ください。
〇〇丁目の〇〇体育館を避難場所として用意していますので、早急に避難してください。

住民から、「なにをしているのか」の問い合わせがあった場合。

- （答え） 私たちは〇〇市（災害対策本部）の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、又余震による二次災害防止のため、建物の安全性（危険性）を判定しているところです。

（赤や黄の内容を見て）「いうことを聞かなければならないのか。」あるいは「強制力はあるのか。」と聞かれた場合。

- （答え） これは技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民の皆さんの安全確保のため、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

- ② 現地で判定以外の業務を求められたら、丁重にお断りし、災害対策本部などに相談されるよう説明した上で、速やかにその場を離れてください。
- ③ 苦情が出たら、判定ステッカーを貼らずに、調査票等にその旨の記録のみ残してください（ステッカーをはがされた場合も同様とします。）。
- ④ アパートについては、1棟ごとに判定を実施することとしますが、必ずしも全戸の調査をする必要はありません。

第3章 応急危険度判定の実施体制

1 全国的な連携組織

阪神・淡路大震災の教訓から、大規模な震災直後の被災地は人的・物的に大きな被害を受け、防災能力が著しく低下するため、広い地域から人員を集め、大規模な支援活動を行うことが重要です。

このことから、平成8年4月に全国的な協力のもと、被災地の要請に応じて判定士を派遣するための全国協議会が設立されました。

全国協議会で、「全国被災建築物応急危険度判定要綱」（以下全国判定要綱といいます。）を平成9年10月に策定したことから、全国規模での応急危険度判定の実施体制や実施方法の基本的整備がされました。

さらに、判定活動の標準となる「全国被災建築物応急危険度判定マニュアル」も作成されたほか、具体的な活動実施マニュアルや判定士の損害保険など、判定活動の円滑な実施に必要な事項についても、協議会の総意で整備・検討が加えられています。

また、国、都道府県等を結び、判定士の派遣要請・応諾の連絡訓練を実施するなど、幅広い活動を行っています。

全国協議会では、被災地近隣の都道府県による支援活動が迅速にできるよう、あらかじめ連絡体制の整備や情報交換を行う場として、近畿、首都圏などブロック単位に6協議会を設けることとし、平成11年12月に「北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会」が、北海道と東北各県等によって設立されています。

2 北海道における判定実施体制

北海道では、平成7年度に「北海道震災建築物応急危険度判定士認定要綱」を策定し、認定講習会を開催して応急危険度判定士の養成を図り、平成9年からは、応急危険度判定が被災した建築物による二次災害を防止するという、災害対策の一つとして実施されるものであることから北海道地域防災計画（地震防災計画編）に位置付けています。

また、迅速な応急危険度判定活動を実施するためには、判定士との連絡体制や被災市町村災害対策本部の下での実施体制、被災市町村への支援体制が大きな課題となるため、平成11年3月に「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」を策定し、道や市町村の役割を明確化し、判定活動の実施方法や判定士の派遣要請、現地での受け入れ、判定資機材の備蓄、調達など全道的な支援を受けて判定活動を行うために必要な事項について、あらかじめ定めたほか、平成18年2月には、円滑な支援を行うための組織として「北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会」を設立しています。

なお、「北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会」の構成、応急危険度判定活動のフローは図3-1のとおりです。

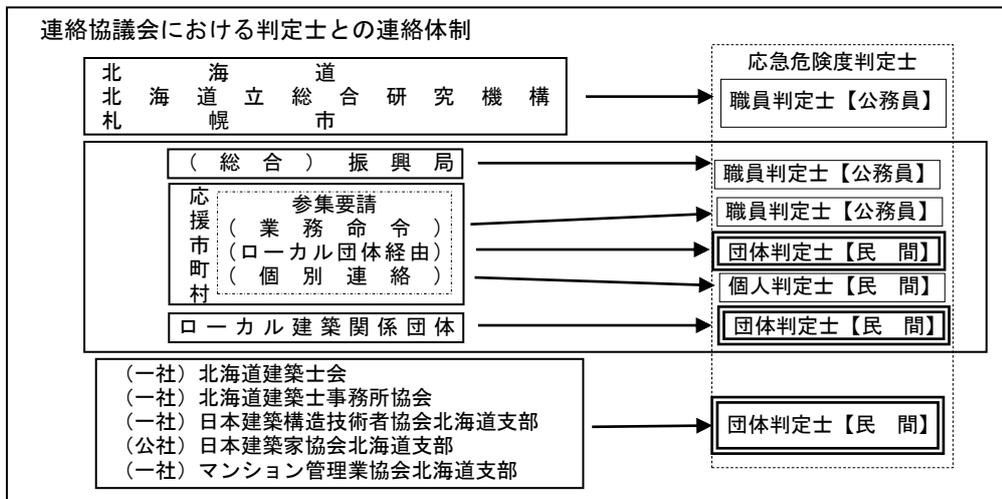
○北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会の構成

行政機関：北海道、札幌市（オブザーバー：北海道開発局）
 研究機関：地方独立行政法人北海道立総合研究機構（建築研究本部）
 参加団体：震災建築物応急危険度判定各地区協議会（（総合）振興局単位の14団体）
 建築関係団体：一般社団法人 北海道建築士会、一般社団法人 北海道建築士事務所協会、
 一般社団法人 日本建築構造技術者協会北海道支部、公益社団法人 日本建築家協会北海道支部
 一般社団法人 マンション管理業協会北海道支部

○北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会の業務

- ・ 応急危険度判定の支援体制確保のために必要な情報の交換、連絡体制の確保や判定技術の向上に資する訓練等の実施
- ・ 北海道震災建築物応急危険度判定各地区協議会との連携
- ・ その他この会の目的を達成するために必要な業務

○震前整備体制



実際の災害発生時には、情報や交通などに大変な混乱状態が生じることが予想されるため、全国協議会では、災害発生時から判定活動の終了までの手順を定めた具体的な業務マニュアルを作成しています。

北海道でも、今後、道や市町村、連絡協議会を中心に検討を進め、同様のマニュアルを作成していく考えです。

【応急危険度判定技術編 41 ページ「(1) 応急危険度判定士の参集行動基準」もご覧ください】

3 応急危険度判定士の活動

(1) 判定活動の実施

阪神・淡路大震災以降、全国的には宮城県（平成8年）、鹿児島県（平成9年）などで小規模な応急危険度判定活動が実施されていましたが、新潟県中越地震（平成16年）、新潟県中越沖地震（平成19年）、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災 平成23年）、熊本地震（平成28年）では大規模な応急危険度判定活動が行われ、北海道からも判定活動に参加しています。

本道でも震災発生時には、実施主体である市町村において判定の実施について検討し、支援本部である道と連携して判定活動を行うこととなります。

(2) 訓練活動の実施

応急危険度判定活動の円滑な実施のためには、判定士の参加を求めて実際に即した訓練を実施する必要があります。

訓練活動として、判定士の連絡先に参集要請を伝え、承諾を得るとともに所定場所への集合を求める（連絡のみの場合もある）連絡訓練と、実地で被災状況を判定する判定訓練があります。

なお、道は、毎年、震災建築物応急危険度判定地区協議会と連携して、実施地区を定め、地元市町村及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部の協力のもと、判定士の参加による判定訓練を実施しています。

この訓練には、北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会構成機関の東北各県や新潟県等からも参加されています。

これまでの実施状況については資料5に示しています。

(3) 判定士の補償制度

応急危険度判定士の訓練活動又は判定活動中の事故等に対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会において、各都道府県が負担金を拠出して補償制度を次のとおり定めています。

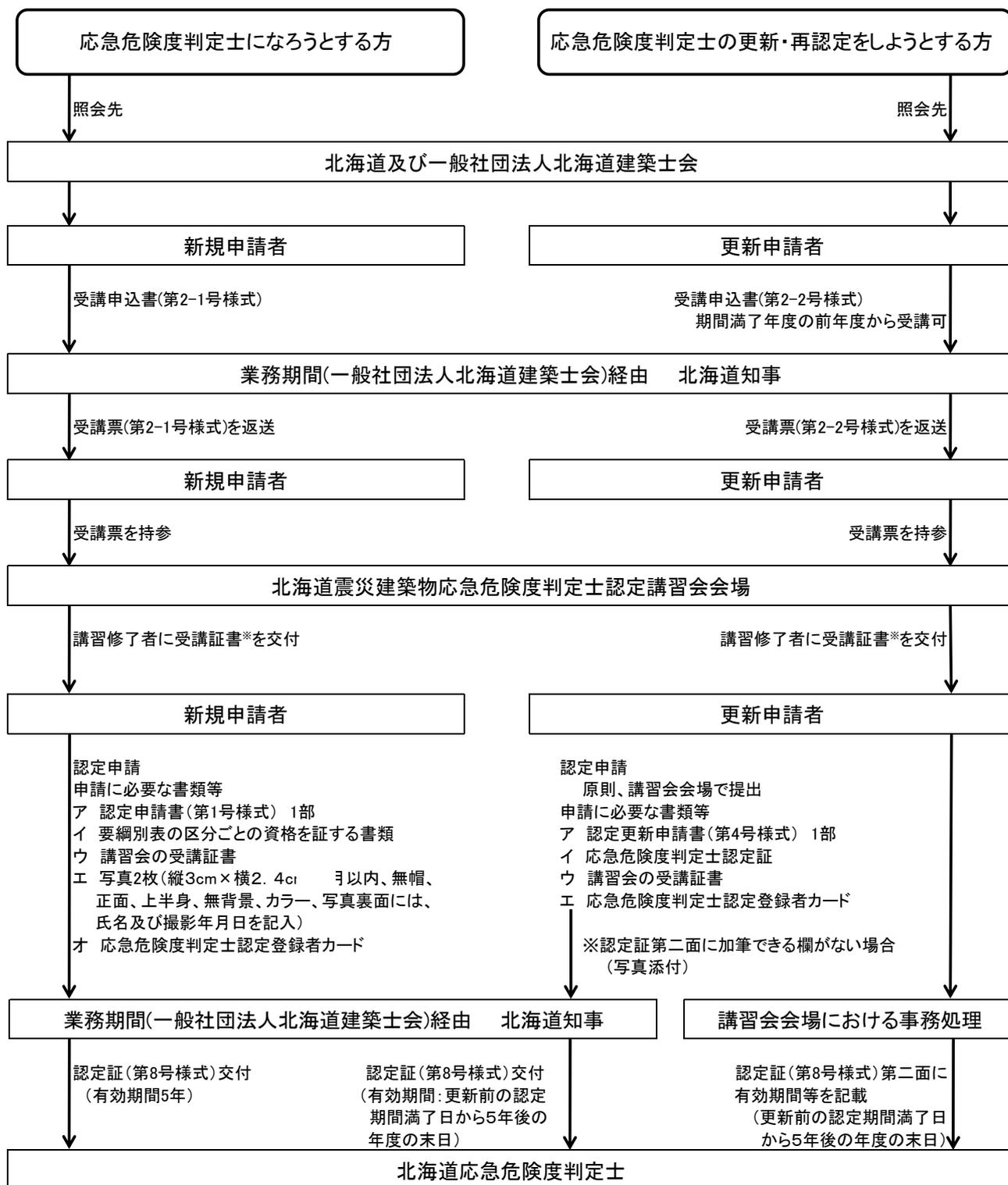
この補償は、公務災害の適用を受けることができる以外の判定士を対象としており、公務員の判定士が公務で活動する場合は、除かれます。

また、補償の適用は判定士として都道府県に登録された方に限定されます。

適用事由	保険金額
訓練活動中の傷害担保条項 (行事参加者傷害保険)	死亡2,000万円、後遺障害2,000万円(上限) 入院5,000円(日額)、通院3,000円(日額)
判定活動中の傷害担保条項 (国内旅行傷害保険)	※ 被保険者が、判定活動従事の目的をもって自宅若しくは職場を出発したときから自宅若しくは職場に帰着したときまでの間の6泊7日まで 死亡2,000万円、後遺障害2,000万円(上限) 入院5,000円(日額)、通院3,000円(日額)
賠償責任担保条項 (施設賠償責任保険)	支払い限度額：1億円(対人・対物賠償共通) 免責金額：なし

第4章 応急危険度判定士の認定申請等手続き

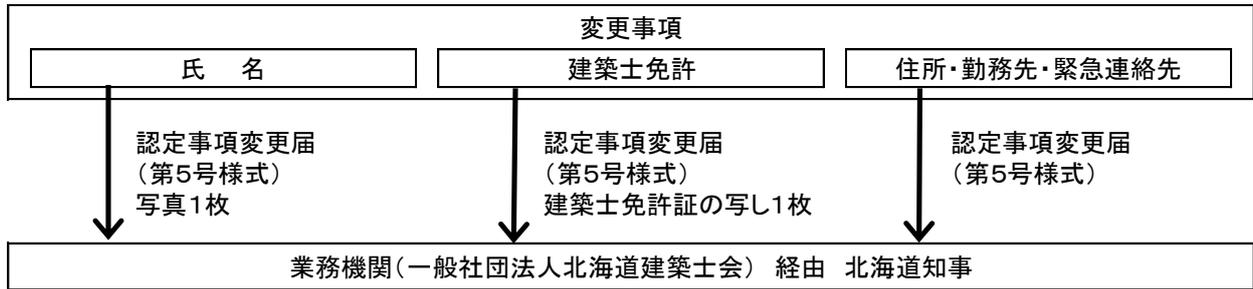
1 認定の手続き



※受講証書:受講申込書兼受講票の下部が受講証書になっています。

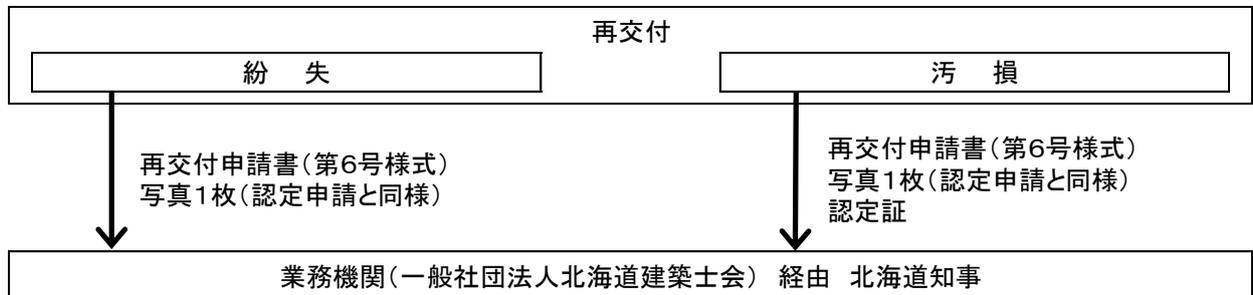
2 認定事項等変更手続き

認定証の事項に変更が生じた場合（氏名、建築士免許の変更）又は、住所、勤務先、緊急連絡先に変更が生じた場合は届け出てください。



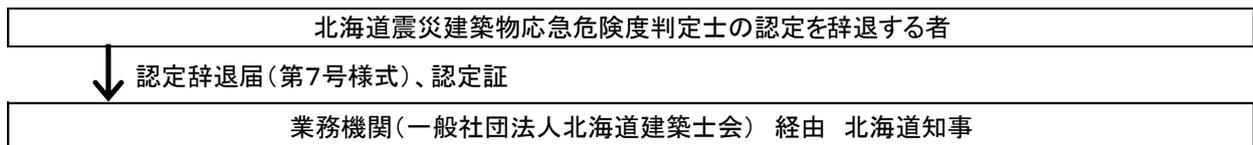
3 認定証の再交付

認定証を紛失又は汚損したときは、直ちに再交付の申請を行ってください。



4 認定の辞退

認定を辞退するときは認定証を添えて届け出てください。



5 申請書等の記入上の注意

ア 記入は万年筆・ボールペン等（鉛筆は不可）で記入してください。

イ 住 所 欄 アパートの場合は棟名、室番号も記入してください。

ウ 氏 名 欄 楷書でわかりやすく記入してください。また、フリガナは必ず記入してください。

エ 勤 務 先 名 欄 所属部課名まで記入してください。

オ 血 液 型 欄 血液型でRH（-）の方や特殊な血液型は、その旨を必ず記入してください。

カ 緊急連絡先欄 住所又は勤務先以外で緊急に連絡してほしい場所を記入してください。

なお、住所又は勤務先を緊急連絡先とする場合は「住所（勤務先）」と同じと記入しても結構です。

<例> 単身赴任者～自宅 独身者～実家 長期出張者（1年以上）～出張先の寮、下宿等（住民票の異動がない場合）

キ そ の 他 申請書等に記載されている注意事項を良く読んで記入してください。

6 各種申請の受付窓口

認定講習の受講申し込み、認定申請、更新申請等各種受付は（一社）北海道建築士会本部で行います。

一般社団法人北海道建築士会本部・支部一覧

本・支部名	郵便番号	住	所	電話番号
本部	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目11番地	大五ビル6F	011-251-6076
札幌	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目11番地	大五ビル6F	011-232-1843
千歳	066-0047	千歳市本町1丁目16	千歳建設業協会内	0123-22-2428
恵庭	061-1414	恵庭市漁町398番地	恵庭市職業訓練センター内	0123-33-5633
北広島	061-1192	北広島市中央4丁目2番地1	北広島市役所建設部建築課内	011-372-3311
石狩	061-3216	石狩市花川北6条1丁目5番地	石狩市建設事業協会内	0133-73-5170
函館	040-0036	函館市東雲町5番11号 寺井ビル3F		0138-27-6858
桧山	043-0022	桧山郡江差町字伏木戸町634番地	㈱田畑建設内	0139-52-0856
小樽	047-0034	小樽市緑1丁目5番1号	阿部建設㈱内	0134-23-6221
後志	044-0031	虻田郡倶知安町南1条西1丁目15	横関建設工業㈱内	0136-22-0138
岩内	045-0011	岩内郡岩内町字栄186番地	鈴木建設㈱内	0135-62-1234
余市	046-0004	余市郡余市町大川町11丁目40番地	赤石建設㈱内	0135-23-5111
古平	046-0113	古平郡古平町大字港町3番地	㈱福津組内	0135-42-2153
室蘭	050-0083	室蘭市東町1丁目5番15号 USビル3F	㈹はんざき建築事務所内	0143-45-1180
苫小牧	053-0031	苫小牧市春日町3丁目6番7号 三経ビル2F	㈱渡辺建築設計内	0144-38-8178
日高	056-0017	日高郡新ひだか町静内御幸町1丁目1番42番地	静内産業土建(株)	0146-42-1395
空知	068-0024	岩見沢市4条西13丁目15番地	㈱仁志建築事務所内	0126-24-6979
北空知	074-0002	深川市2条19番19号	深川建設会館内	0164-22-1501
留萌	077-0041	留萌市明元町5丁目11番地	山高建設工業㈱内	0164-42-1482
旭川	070-0039	旭川市9条通12丁目 ハクヤマビル6F	建築指導センター旭川支所内	0166-22-8894
士別	095-8686	士別市東6条4丁目1	士別市役所建設水道部建築課内	0165-23-3121
富良野	076-0011	富良野市末広町18番14号	㈱軽米組内	0167-22-3518
上富良野	071-0596	空知郡上富良野町大町2丁目2番11号	上富良野町役場 建設水道課内	0167-45-6981
名寄	096-0014	名寄市西4条南9丁目	㈱大野組内	01654-2-3137
十勝	080-0016	帯広市西6条南6丁目3番地 ソビル2F		0155-27-1888
釧路	085-0013	釧路市栄町9丁目9番地5	(有)金子設計事務所内	0154-31-1231
根室	087-0025	根室市西浜町4丁目131番地	conno home design	0153-20-4000
中標津	086-1124	標津郡中標津町西4条北1丁目2番地6	㈱今井設計内	0153-72-5500
網走	093-0006	網走市南6条東2丁目12番地	山口工務所内	0152-44-6902
北見	090-0066	北見市花月町18番地18	㈱清和設計事務所内	0157-61-1131
美幌	092-0064	網走郡美幌町青葉1丁目7-10	㈹山岸工務店内	0152-73-6363
紋別	094-8707	紋別市幸町2丁目1-18	紋別市役所建設部都市建築課内	0158-24-2111
遠軽	099-0414	紋別郡遠軽町南町3丁目1番地	㈱渡辺組内	0158-42-3171
斜里	099-4113	斜里郡斜里町本町16-1	㈱河面組内	0152-23-3171
宗谷	097-0021	稚内市港5丁目5-15	藤建設㈱内	0162-23-4810

7 北海道の応急危険度判定担当部局

○北海道建設部住宅局建築指導課建築安全係

住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号：011-204-5097

○各地の（総合）振興局

（総合）振興局建設指導課				
（総合） 振興局名	郵便番号	住 所	担当係名	電話番号
石 狩	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	建築住宅係	011-204-5833
渡 島	041-8558	函館市美原4丁目6-16	建築住宅係	0138-47-9466
檜 山	043-8558	江差町字陣屋町336-3	建築住宅係	0139-52-6632
後 志	044-8588	倶知安町北1条東2丁目	建築住宅係	0136-23-1373
空 知	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	建築住宅係	0126-20-0067
上 川	079-8610	旭川市永山6条19丁目1-1	建築住宅係	0166-46-5947
留 萌	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	建築住宅係	0164-42-8449
宗 谷	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	建築住宅係	0162-33-2930
オホーツク	093-8585	網走市北7条西3丁目	建築住宅係	0152-41-0642
胆 振	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	建築住宅係	0143-24-9594
日 高	057-8558	浦河町栄丘東通56	建築住宅係	0146-22-9293
十 勝	080-8588	帯広市東3条南3丁目	建築住宅係	0155-27-8601
釧 路	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54	建築住宅係	0154-43-9192
根 室	087-8588	根室市常盤町3丁目28	建築住宅係	0153-23-6832

資料編

- ・ 資料 1

北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

- ・ 資料 2

北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度事務処理要領

- ・ 資料 3

北海道震災建築物応急危険度判定要綱

- ・ 資料 4

応急危険度判定実施事例

- ・ 資料 5

応急危険度判定訓練の実施状況（北海道主催分）

【北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱】

第1 趣 旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

- 1 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。
 - (1) 別表に定める事項のいずれかに該当する者
 - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請するものとする。

第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
 - (1) 総論
 - (2) 応急危険度判定制度
 - (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造ごとの判定技術
- 3 講習には、建築関係団体等が主催する講習等で、第2項に定める内容を行うものとして知事があらかじめ認定したものを含むものとする。

第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないことを認めたときは、認定しないことができる。

この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。
- 3 知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

第7 認定の更新と再認定

- 1 認定の有効期間は、認定日から講習を受講した日の5年後の年度の末日までとする。ただし、

第2項による更新を受ける場合の有効期間については、当該更新に係る更新前の認定の期間満了日から5年後の年度の末日までとする。

- 2 認定期間の更新を受けようとする者は、有効期間満了までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間の満了日を記載するものとする。
- 4 第2項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士再認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第5による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間を記載するものとする。

第8 認定事項等の変更

- 1 応急危険度判定士は、第6第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の第二面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 住 所（電話番号）
 - (2) 勤 務 先
 - (3) 緊急連絡先
- 4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

第9 認定証の再交付

- 1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。
- 2 第7第4項の規定による申請をした者で、すでに交付した認定証がない場合は、応急危険度判定証再交付申請書により、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 4 応急危険度判定士は、認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第10 認定の辞退

- 1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

第11 認定の取消し

- 1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合には、認定の取消しを行うことができる。
 - (1) 別表に定める事項に該当しなくなった者
 - (2) 前号に規定するもののほか、知事が認定の取消しを必要と認めた者
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年1月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年1月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年8月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年12月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する

別表

区分	実務経験年数
(1) 建築士法(昭和25年法律第202号) 第2条1項の建築士	問わない
(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第77条の58の登録を受けた者	問わない
(3) 建築基準法施行規則第6条の19の特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者	問わない
(4) 建設業法第27条第3項の規定により建築施工管理に係る技術検定の合格証明書の交付を受けた者	問わない
(5) 実務経験者 i 官公庁の建築技術職員若しくは職にあった者で、建築行政等の実務経験者 ii 地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは職にあった者で、震災建築物調査等の実務経験者	5年以上

【北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度事務処理要領】

この要領は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（以下「要綱」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 業務機関

要綱第4第1項に基づく応急危険度判定士の認定業務の一部を、北海道の指定する機関（以下「業務機関」という。）に代行させるものとする。

第2 認定申請

要綱第4第2項の規定により、認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、業務機関を経由して知事に申請しなければならない。

（1）要綱別表の区分ごとの資格を証する書面

- ①区分(1) 建築士 建築士法第5条第2項の建築士免許の写し
- ②区分(2) 建築基準適合判定資格者 建築基準法第77条の58の登録証の写し
- ③区分(3) 特定建築物調査員 建築基準法施行規則第6条の19の資格者証の写し
- ④区分(4) 建築施工管理技士 建設業法第27条第3項の技術検定に係る合格証明書の写し
- ⑤区分(5) 実務経験者 実務経験証明書（第13号様式）

（2）要綱第5の講習を受講したことを証した第2-1号様式又は第3-6号様式

（3）写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.4cmのカラ一写真（以下「写真」という。）

（4）応急危険度判定士登録者カード（第14号様式）

第3 認定講習

1 要綱第5第1項並びに第7第2項又は第4項の規定により、講習（要綱第5第3項の規定により知事が認定した講習等を除く。第2項において同じ。）を受けようとする者は、応急危険度判定士認定講習会受講申込書兼受講票（第2-1号様式又は第2-2号様式）により、業務機関に申込みしなければならない。

2 業務機関は、講習を受講して終了した者に対し、講習を受講したことを証した第2-1号様式又は第2-2号様式を交付する。

3 要綱第5第3項の認定を受けようとする建築関係団体等は、講習等の開催日の14日前までに講習等の日時、内容、講師等必要事項を記載した様式（第3-3号様式）により知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請があった講習等について、内容を審査し、申請のあった日から起算して7日以内に認定の適否を申請者に通知（第3-4号様式）するものとする。

5 前項の通知を受けた後、知事が認定した講習等の主催者（以下「主催者」という。）は、その講習等について、北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習として、周知できるものとする。

6 主催者は、講習等の実施後、講習等を受講したことを証した第3-6号様式を講習等の受講者に交付すると共に、実施結果について第3-5号様式により知事に報告しなければならない。

第4 更新申請・再認定申請

1 要綱第7第2項の規定により認定期間の更新を受けようとする者又は要綱第7第4項の規定により再認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定更新（再認定）申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添え、業務機関を経由して知事に申請しなければならない。

（1）認定証（第二面に変更事項記載欄等がない認定証は、業務機関が適宜修正する）

（2）要綱第5の講習を受講したことを証した第2-2号様式又は第3-6号様式

（3）応急危険度判定士登録者カード（第14号様式）

2 要綱第7第2項の規定により認定期間の更新を受けようとする者又は要綱第7第4項の規定により再認定を受けようとする者で、認定証の第二面の変更事項記載欄又は更新記録欄に加筆できる欄がない場合は、応急危険度判定士認定更新（再認定）申請書（第4号様式）に、前項に掲げる書類に加え次に掲げる書類を添え、業務機関を経由して知事に申請しなければならない。

写真

第5 認定事項等の変更

要綱第8第1項の規定により、変更事項を届け出ようとする者は、応急危険度判定士認定事項変更届（第5号様式）に次に掲げる書類を添え、業務機関を経由して知事に届け出なければならない。

- (1) 認定証
- (2) 写真（氏名に係る変更のみ）

第6 認定証の再交付

要綱第9第1項の規定により、再交付を申請しようとする者は、応急危険度判定士認定証再交付申請書（第6号様式）に写真を添え、業務機関を経由して知事に申請しなければならない。また、この申請は、第4と同時にすることができるものとする。

第7 認定の辞退

要綱第10第1項の規定により、認定を辞退しようとする者は、応急危険度判定士認定証再交付申請書（第7号様式）に認定証を添え、業務機関を経由して知事に届け出なければならない。

第8 認定事務の取扱手続

認定事務の取扱手続は、次のとおりとする。

- (1) 業務機関は、認定講習業務全般（要綱第5第3項の規定により知事が認定した講習等に係るものを除く。）について、執り行うものとする。
- (2) 業務機関において認定申請書を受理したときは、業務用ソフトにより認定証（第8号様式）及び台帳（第9号様式）を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。また、業務機関において更新又は再認定申請書を受理したときは、認定証（第8号様式）の作成は、認定証の第二面の更新記録欄に有効期限等を記載することに替えることとし、併せて台帳（第9号様式）を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (3) 知事は、受理した認定申請書を審査し、適格と認めたときは、業務機関を経由して申請者に認定証を交付し、適格でないとき、要綱第6第2項の規定に基づく認定しない旨の通知書（第10号様式）を申請者に通知する。
- (4) 業務機関は、更新又は再認定申請書を受理したときは、(2)の認定証を申請者に交付する。
- (5) 業務機関において要綱第8第1項に規定する変更届を受理したときは、業務用ソフトにより認定証（氏名以外の変更事項は第二面へ記載とする。）及び修正した台帳を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
また、要綱第8第3項に規定する変更届を受理したときは、業務用ソフトにより修正した台帳を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (6) 知事は、要綱第8第1項に規定する変更届を受理したときは、業務機関を経由して申請者に認定証を交付する。
- (7) 業務機関において再交付申請書を受理したときは、業務用ソフトにより認定証及び台帳を作成し、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (8) 知事は、再交付申請書を受理したときは、業務機関を経由して申請者に再交付の旨を表示した認定証を交付する。
- (9) 業務機関において認定辞退届を受理したときは、台帳抹消の電算処理を行い、関係書類及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (10) 知事は、認定辞退届を受理したときは、業務機関を経由して申請者に応急危険度判定士認定取消通知書（第11-1号様式）により通知する。
- (11) 知事は、要綱第11第1項の規定による認定の取消しをするときは、業務機関に台帳抹消の電算処理を指示し、応急危険度判定士認定取消通知書（第11-2号様式）により申請者に通知する。電算処理を了した業務機関は抹消処理された台帳及び台帳の内容を記録した電磁的記録を一括知事へ提出する。
- (12) 業務機関は、毎月の認定状況等について応急危険度判定士認定状況等報告書（第12号様式）

により、翌月 10 日までに知事に報告する。
(13) 業務機関は、業務を処理するため知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、平成 7 年 9 月 5 日から実施する。

附則

この要領は、平成 1 2 年 1 月 1 2 日から実施する。

附則

この要領は、平成 1 3 年 3 月 8 日から実施する。

附則

この要領は、平成 1 8 年 3 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、平成 2 3 年 8 月 1 5 日から実施する。

附則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 2 日から実施する。

附則

この要領は、平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日から実施する。

附則

この要領は、平成 3 0 年 6 月 1 8 日から実施する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

【北海道震災建築物応急危険度判定要綱】

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各条に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

市町村の災害対策本部長（市町村長）は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の要否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長（第5第1項参照）に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。
- 2 実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 3 実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。
- 4 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第5 支援地方本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は（総合）振興局長が必要と判断したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、（総合）振興局支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。

- (1) 支援本部長に対する第一次派遣の要請（第6第3項（1）参照）
- (2) 管内の市町村長に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請
 - ア 管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - イ 北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「地域建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請
 - ウ 地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請
- 4 支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。
- 5 支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」）による。

第6 支援本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援本部長は、支援地方本部長からの支援要請を受けて、本庁支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - (1) 「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者名簿登載の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請
 - (2) 被災していない（総合）振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - (3) 北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「全道連絡協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「全道建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請。
 - (4) 全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請。
 - (5) 道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する支援要請。
- 4 支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）による。

第7 支援地方本部を設置しない（総合）振興局の役割

支援地方本部を設置しない（総合）振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けた時は、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

第8 実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定士の派遣等について支援するものとする。

第9 全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、会員判定士の参集について協力するものとする

第10 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を

検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

3 道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。

4 道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第11 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

第12 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第13 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」及び「支援本部業務マニュアル」による。

第14 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第15 判定資機材の調達、備蓄

1 市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。

(1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等

(2) ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等

(3) 被災街区までの移動車両、自転車等

2 道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

第16 他の被災都府県に対する支援に関する事項

1 道は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部（以下「応援本部」という。）を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行うものとする。

2 応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

第17 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

第 18 全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

第 19 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。
訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 3 月 24 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

応急危険度判定実施事例

(平成8年10月以降震度階変更)

年・月	地震名	最大震度	参加判定士 延べ人数	判定棟数
平成7年1月17日	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7	6,468	46,610
平成7年4月1日	新潟県北部の地震	5	12	342
平成8年8月11日	宮城県北部地震	5	34	169
平成9年3月26日 平成9年5月13日	鹿児島県薩摩地方を 震源とする地震	5強 6弱	220	2,048
平成11年2月26日	秋田県沖を震源とする地震	5弱	4	9
平成12年6月26日、 7月1,9,15日他多数	新島・神津島・三宅島近海を震源とする 地震	6弱	17	240
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	6強	332	4,080
平成13年3月24日	芸予地震	6弱	636	1,763
平成15年5月26日	三陸南地震	6弱	5	6
平成15年7月26日	宮城県北部地震	6強	743	7,245
平成15年9月26日	十勝沖地震	6弱	57	70
平成16年10月23日	新潟県中越地震	7	3,821	36,143
平成17年3月20日	福岡県西方沖地震	6弱	444	3,148
平成19年3月25日	能登半島地震	6強	391	7,600
平成19年4月15日	三重県中部を震源とする地震	5強	2	1
平成19年7月16日	新潟県中越沖地震	6強	2,758	34,048
平成20年6月14日	岩手・宮城内陸地震	6強	624	4,139
平成23年3月11日 他	平成23年東北地方太平洋沖地震他 (東日本大震災)	7	8,541	95,381
平成23年3月12日	長野県北部を震源とする地震	6強	229	2,318
平成23年3月15日	静岡県東部を震源とする地震	6強	64	513
平成25年4月13日	淡路島付近を震源とする地震	6弱	56	402
平成26年11月22日	長野県神城断層地震	6弱	131	602
平成28年4月14日 4月16日	平成28年(2016年)熊本地震	7	6,819	57,570
平成28年10月21日	鳥取県中部を震源とする地震	6弱	450	7,311
平成30年4月9日	島根県西部を震源とする地震	5強	198	6,627
平成30年6月18日	大阪府北部を震源とする地震	6弱	1,091	9,458
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	7	108	813
令和元年6月18日	日本海山形県沖地震	6強	97	841
令和3年2月13日	福島県沖を震源とする地震	6強	133	288

(全国被災建築物応急危険度判定協議会過去の応急危険度判定活動一覧を基に加筆作成。)

○北海道からの支援応急危険度判定士数

- ・ 阪神・淡路大震災への参加判定士数 40名(×3日)
- ・ 宮城県北部地震への参加判定士数 2名(×2日)
- ・ 新潟県中越地震への参加判定士数 38名(×2日)
- ・ 新潟県中越沖地震への参加判定士数 10名(×2日)
- ・ 東日本大震災への参加判定士数 20名(×3日)
- ・ 平成28年熊本地震への参加判定士数 70名(×3日)
- ・ 北海道胆振東部地震への参加判定士数 9月7日から9月12日まで延べ108名

(※ 応急危険度判定への参加にあたっては、都道府県の指示の下に参加しなければなりません)

○道内での応急危険度判定訓練の実施状況（北海道主催分）

開催年月日	開催地	判定訓練			判定コーディネーター研修	備考
		対象建築物(構造・階数)	参加者数(名)	方法	参加者数(名)	
平成9年8月28日	幕別町	RC造 地上1階	40	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成10年9月1日	根室市	RC+S造 地上2階	中止	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成11年9月1日	苫小牧市	RC造 地上3階	62	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成13年8月30日	瀬棚町	W造 地上1階	28	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成13年10月11日	虻田町	RC造 地上3階	20	有珠山噴火実被害建物を判定	-	
平成14年8月30日	釧路市	RC造 地上2階	72	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成15年9月4日	函館市	RC造 地上3階	68	被害想定写真パネルによる判定	35	
平成16年9月7日	留萌市	RC造 地上2階	46	被害想定写真パネルによる判定	30	
平成17年8月3日	稚内市	RC造 地上3階 W造 地上2階	45	被害想定写真パネルによる判定	37	
平成18年8月3日	浦河町	RC造 地上2階	56	被害想定写真パネルによる判定	40	
平成19年8月29日	夕張市	RC造 地上3階	87	被害想定写真パネルによる判定	43	
平成20年8月28日	江別市	RC造 地上4階、W造 地上1階	80	被害想定写真パネルによる判定	33	コーディネーター研修は平成21年3月26日に札幌市で開催
平成21年9月1日	余市町	SRC造 地上3階、W造 地上1階	63	被害想定写真パネルによる判定	42	
平成22年8月27日	紋別市	RC造 地上4階地下1階、W造 地上1階	35	被害想定写真パネルによる判定	35	
平成24年2月14日	東川町	RC造 地上2階、W造 地上2階	64	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成25年1月18日	旭川市	RC造 地上2階、W造 地上2階	42	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成25年10月29日	函館市	RC造 地上5階、W造 地上2階	29	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成26年10月2日	ニセコ町	RC造 地上2階、W造 地上2階	35	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成27年10月6日	石狩市	RC造 地上2階、W造 地上2階	44	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成28年10月26日	岩見沢市	RC造 地上4階、W造 地上1階	40	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成29年11月6日	帯広市	RC造 地上2階、W造 地上1階	50	被害想定写真パネルによる判定	-	
平成30年10月12日	室蘭市	RC造 地上2階、W造 地上2階	37	被害想定写真パネルによる判定	-	
令和元年10月24日	釧路市	RC造 地上4階、W造 地上2階	37	被害想定写真パネルによる判定	-	

※ 上記以外に、北海道震災建築物応急危険度判定各地区協議会が独自開催する判定訓練、判定コーディネーター研修もあります。

【判定訓練の様子】

ガイダンス



被災状況（想定）



木造建築物の模擬判定



R C造建築物の模擬判定

